

第1回検討会における主な意見について

国土交通省 航空局
令和元年11月21日

1. One IDシステムについて

① One ID でのデータの流れにおいて、「誰」が「何」の情報を「どこ」で取得し、「どのように」利用するのかについての整理が必要。（篠原委員）

→ One IDのデータのやりとりや同意取得画面等について、資料4にてご説明します。

② リリース後の社会的理解を得るためには、「なぜ顔認証が必要なのか」、「なぜ他の技術ではダメなのか」といった論拠が必要。（鈴木委員）

→ 旅客需要が増加する一方で、生産年齢人口の減少等により、人手不足等が懸念されており、空港での搭乗手続きにおいても省人化・自動化が必要となっており、本人確認を行うにあたり、成りすまし防止には生体認証の活用が必要不可欠です。

生体認証の例としては顔認証や指紋認証、虹彩認証等が挙げられますが、One IDシステムにおいて本人確認に顔認証を活用する理由としては、①パスポート内のICチップに世界標準で顔写真データが保存されており、実サービスに活用しやすくなったこと。②既にシンガポールチャンギ空港や米国アトランタ空港等、海外の空港においても顔認証を活用した認証技術が進められており、世界的な認知度が高いこと。③気温や湿度等の外的要因の影響を受けにくい上、認証速度が速く、ゲートを通過する過程で照合できるため旅客の負担が少ないこと。などが挙げられ、総合的に顔認証技術を活用することが、最も適当であると考えています。

③ One IDシステムを導入することで具体的にどの程度手続き時間が迅速化するか、利便性が向上するか等も周知すべき。(佐藤委員)

→ One IDを導入することで、利用者目線でどのように利便性が向上するかについて、資料3にてご説明します。

2. 個人情報保護について

④ 旅客側で利用の選択が可能で、取得された情報も24時間以内に消去されるのであれば、導入自体は許容し得ると考えるが、情報が確実に削除されたかどうかを監査する体制は、必要である。(鈴木委員)

→ 個人情報取扱事業者となる空港会社は、個人情報保護法第20条に基づき安全管理措置義務を負うこととなります。この義務の中において、個人データの取り扱い状況にかかる監査については行うこととなるため、必要な安全管理措置を講じることを利用規約等に明記することが望ましい旨、ガイドラインに記載します。

⑤ なぜ24時間で情報を削除するのかについて根拠を示すべき。(佐藤委員)

→ One IDは、空港会社が提供する空港内での搭乗手続き等を顔パスで通過することを可能とするサービスであり、航空会社が提供する旅客及び手荷物の運送サービスとは別のサービスです。従って、OneIDサービスを提供する空港会社としては、空港内手続き終了後に不要となる旅客のトークンデータは個人情報保護法第19条に基づき遅滞なく消去する必要があります。

3. 他目的で利用することの考え方について

- ⑥ 今回の導入では出国審査が対象外となっており、官と民が一体化しないことによる二重投資に対する批判も想定されるが、それに対しては海外の事例やリスクに鑑み、今回は利用目的を本件のみに限定していることをガイドラインに明示すべき。(鈴木委員)
- ⑦ 導入後に他の目的に拡張される可能性があるとしても、その際に改めて丁寧に検討することが求められる。(若目田委員)

→ ご意見のとおり、今回の検討会では民間の取り組みのみに利用目的を限定し、将来的な拡張については、再度丁寧な検討が必要である旨、ガイドラインに記載する予定です。

4. ガイドラインの位置付け

- ⑧ ガイドラインを国土交通省名で発行できるのかどうかの確認は必要ではないか。(鈴木委員)
- ⑨ 個人情報保護委員会から国土交通省への監督権限の委任は必要としないのか。(森委員)
- 本検討会の成果物は、告示の形式であるような法令の解釈等を想定したものではなく、One IDを導入する際にシステム構築や利用者とのコミュニケーション体制を検討するにあたっての関係事業者への実務指針として取りまとめられる方針であるため、国土交通省名で発行する予定です。
また、個人情報保護法における一般的な解釈は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」において個人情報保護委員会事務局(以下 個情委)が告示の形で定めており、One IDの運用にあたっては、個情委から国土交通省への権限(報告及び立入検査)の委任は行わず、関係事業者に対する個人情報保護法上の監督権限は、引き続き個情委が有する前提で考えています。
- ⑩ プライバシー影響評価について、評価すべき項目をガイドラインに明示すべきではないか。(藤原委員)
- 本検討会ではOne ID導入に際して議論が必須である論点について整理を行っておりますが、導入予定の各空港のシステムや体制に応じて、プライバシー影響評価については、それぞれ実施することが望ましい旨、ガイドラインに記載する予定です。

5. その他の意見

⑪ 人権的な配慮も必要であり、NPO等の関連する意見も参考にすべき。(若目田委員)

→ 顔認証技術を活用する理由及び差別的な利用は行わないことを明確にすることが望ましい旨、ガイドラインに記載する予定です。